

# 委託契約書

- 1 委託業務の名称 県庁舎等庭園管理業務
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委託業務の実施場所 岩手県庁舎（岩手県盛岡市内丸10番1号）  
緑の広場（岩手県盛岡市本町通一丁目70番1号）  
岩手県知事公館及び公舎（盛岡市東中野町26番30号）
- 4 委託料 金 \_\_\_\_\_ 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 契約保証金 金 \_\_\_\_\_ 円

岩手県（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別添県庁舎等庭園管理業務仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

（実施に関する指示）

第2条 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利の譲渡等）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部若しくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第5条 甲は、必要があると認める場合は、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は履行期間を変更する場合は、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第6条 委託業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、甲が負担する。

(完了報告及び検査)

第7条 乙は、各月の委託業務が完了した場合は該当月の県庁舎等庭園管理業務実施報告書（様式第1）を、また、四半期の委託業務が完了したときは該当四半期の業務委託完了報告書（様式第2）を、遅滞なく甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務実施報告書を受領した場合は、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられた場合は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の請求及び支払)

第8条 甲は、委託料を乙の請求により次のとおり分割して支払うものとする。

令和7年4月から令和7年6月分まで \_\_\_\_\_ 円

令和7年7月から令和7年9月分まで \_\_\_\_\_ 円

令和7年10月から令和7年12月分まで \_\_\_\_\_ 円

令和8年1月から令和8年3月分まで \_\_\_\_\_ 円

2 乙は、前条の検査に合格し、前項の該当四半期ごとの業務が完了した場合には、委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受領した場合は、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

(検査の遅延)

第9条 甲がその責に帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検査をしないときはその期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは約定

期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(遅延利息)

第10条 甲は、その責に帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年  
パーセント（注1）の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(違約金)

第11条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年  
パーセント（注2）の割合で違約金を徴収する。

注2 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(契約不適合責任)

第12条 第7条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した後、委託業務に契約の内容に適合しないものがあると認められた場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が再履行の催告をし、乙が指定した期限までに再履行をしないときは、甲は、乙に対し、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除すること

ができる。

- (1) 乙が、その責に帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約締結若しくは委託業務の実施について、乙に不正行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したとき。
- (4) 第 16 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（乙が個人である場合にはその他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 15 条 第 13 条又は第 14 条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものである

ときは、甲は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。

(2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は第17条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第19条 乙は、第13条又は第14条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年パーセント(注3)の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

**注3 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。**

(契約解除の場合における損害賠償金)

第20条 第13条又は第14条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 甲は、第16条又は第17条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第21条 乙は、乙又はこの契約に係る再委託契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害

を受けた場合は、甲に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(文書保存)

第 23 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 12 年 3 月 31 日まで保存しなければならない。

(補 則)

第 24 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県  
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_